

協議会意見をふまえた計画の改訂内容について

P. 5 外国人利用者への対応に関する事項**(1)(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題)****<協議会での主な意見>**

- 5ページの外国人利用者への対応に関する部分が削除されているが、現場ではこの部分は重要であると認識している。何らかの形でこの部分は残していただきたい。
- 外国人対応に関しては、5ページに加え8ページにも記載されている。知床観光全体の課題なのでわざわざ利用適正化計画には載せなくてもよいのではないか。

<変更方針>

外国人利用者への対応に関しては、パンフレットや看板、レクチャー内容等を多言語化したため、一定の対応は行っているところ。ただし、知床五湖が知床国立公園を代表する観光地であることも鑑み、外国人利用者へのさらなる適切な情報提供を目指して、前計画の記載を一部修正した上で残すこととする。

<変更内容> (前回計画からの見え消し)

また、近年の利用上の**大きな課題として**は、外国人利用者への対応の問題**が**もあります。近年、**増加する**中国等アジアの国々を中心とした外国人の利用者**が増加していますがに対応するために、外国語での情報提供は行えていません****複数の言語でパンフレットや標識の整備を行っています。****しかし、**利用のルールを**的確十分**に伝えられないことにより、現場において利用上のトラブルも生じています。**そのため、このことは、外国人利用者へのサービスという観点から見ても不十分であり、**今後、**更なる改善するを行っていく**必要があります。

P. 7、9 当計画の見直し時期に関する事項**(3)(3) 利用の調整を行う期間、4(4) モニタリングデータの評価)****<協議会での主な意見>**

- 7ページの計画の見直しについて、「毎年度」から「3年ごと」に変更する案であるが、「3年ごと」ではなく、「必要に応じて」という書き方ではどうか。
- 3年という期間にこだわるわけではないが、モニタリングの目安として何らかの区切りを設けて評価をする機会があったほうがよい。
- 3年という数字は残してもいいと思う。ヒグマや人の状況は常に変化するもの。モニタリングは一定のスパンでやっていくことが大事。
- モニタリングは年次的な要件が非常に大きい。手法の研究を含めてしっかり位置づけたほうがよい。
- 見直しの期間は「必要に応じて」とし、協議はその都度できる状態にしてもらほうがよい。協議する内容によっては長い期間が必要なものもある。
- 「3年ごと」では逆に動きが取れなくなる可能性があるので、「必要に応じて」とすれば、直ぐ

にやれる可能性があるのではないかと。

- 例えば今回導入する小ループは、1年では結果は出ない。3年という区切りはあってもよい。
- 3年の区切りがあるのはいい。はっきりと「3年」と明記し見直しをすべき。「必要に応じて」といった表現をすると怠けてしまう懸念がある。

<変更方針>

モニタリング評価は、一定の区切りがあった方が望ましいことから、3年ごとに実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを検討するものとする。

<変更内容> (前回計画からの見え消し)

① 利用の調整を行う期間 (P. 7)

利用の調整を行う期間は4月15日から10月20日までとします。ただし、期間は利用状況を踏まえて、毎年度、3年ごとに見直しを行う検討するものとします。

② 利用の調整を行う期間の区分 (P. 7)

(前略) ①の期間の見直しやヒグマの出没状況を踏まえて、毎年度、3年ごとに見直しを行う検討するものとします。

(4) モニタリングデータの評価 (P. 9)

知床五湖利用調整地区のモニタリングデータは専門家による分析と評価を得た後、協議会に報告するものとします。協議会では、当該結果を踏まえて、毎年、3年ごとにモニタリングデータの精査を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて当計画の見直しを行う検討するものとします。

P. 13 引率者の要請に関する事項

(6 引率者の責任に関する事項)

<協議会での主な意見>

- 13ページの登録引率者の定義についてであるが、この3年間で引率者にヒグマ遭遇時の判断がゆだねられ、責任が明確化した結果、運用の自由度が広がったという経緯がある。登録引率者は、ヒグマのリスクに対する判断や責任を有するといった表現を加えたほうがいいのではないかと。
- 登録引率者の有する責任については、審査部会などで議論を重ね、確認している。利用適正化計画は登録引率者の審査試験の引用資料にもなるので、責任の部分を明文化し、改めてしっかり認識してもらうことも大事。
- 責任が伴うという意識を持たせるには、明文化することはよいかもしれない。

<変更方針>

引率者の責任を明記する。

<変更内容> (前回計画からの見え消し)

6 引率者の養成に関する事項

ヒグマが知床五湖で活動する機会の多いヒグマ活動期の利用にあたっては、ヒグマへの対処技術を有すると認められる引率者が引率する団体利用であることを基本とします。

この引率を行うのに必要な引率者は、ヒグマに遭遇した際に、同行者の安全を確保する責任を担うこととし、知床五湖の利用のあり方協議会において養成し、資格審査を行うこととします。

この審査を経て引率者名簿に登録された引率者を「知床五湖登録引率者」と称し、ヒグマ活動期の立入認定を受けられる代表者に必要な要件とします。

登録引率者の要件としては、・・・(後略)